

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」における主な外来種に関する記述について

1. 背景

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の一層の推進に必要な事項を定めるため、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が、平成23年6月に成立した。

これに伴い、同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が本年6月26日に閣議決定された。

2. 基本方針について

この基本方針は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について策定するものである。また、地方公共団体が行動計画を作成する際等に、基本方針を勘案することとされている。

3. 外来種に関連する主な記述

1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

(3) 取組の基本的な方向

環境教育の推進方策についての取組の方向

イ 環境教育に求められる要素

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱われています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域の自然や社会に応じた環境教育が実施されています。

このように環境教育は、様々な場で様々な内容で実施されていますが、共通の基礎的要素として、以下のことを重視していきます。

(中略)

・いのちの大切さを学ぶこと

いのちの大切さを学ぶことも環境教育に期待されている大きな役割です。昨今、国内外でいのちを軽視する悲しい行動、出来事が見られています。環境教育により、いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちを尊ぶ心をはぐくむことが期待されています。また、この地球上でいのちのあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ、理解することにより、社会全体がいのちを大切にすることが必要です。

この際、外来種や増えすぎた野生生物が本来あるべき生態系を乱し、様々な被害の原因となっているとき、これらの生物を駆除する活動が、他の動物や植物のいのちを守りはぐくむために必要な場合もあることを、バランスよく学ぶことも重要です。